| | |
|---|---|
| ⑬　平成29年度臨時財政対策債 | |
| ア　平成29年度市場公募都市に係るもの | 1.250 |
| イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 1.700 |
| ⑭　平成30年度臨時財政対策債 | |
| ア　平成30年度市場公募都市に係るもの | 1.245 |
| イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 1.700 |
| ⑮　令和元年度臨時財政対策債 | |
| ア　令和元年度市場公募都市に係るもの | 1.210 |
| イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 1.700 |
| ⑯　令和２年度臨時財政対策債 | |
| ア　令和２年度市場公募都市に係るもの | 1.180 |
| イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 1.710 |
| ⑰　令和３年度臨時財政対策債 | |
| ア　令和３年度市場公募都市に係るもの | 0.955 |
| イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 1.265 |
| ⑱　令和４年度臨時財政対策債 | |
| ア　令和４年度市場公募都市に係るもの | 1.335 |
| イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 1.805 |
| ⑲　令和５年度臨時財政対策債 | |
| ア　令和５年度市場公募都市に係るもの | 0.535 |
| イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.650 |
| ⑳　令和６年度臨時財政対策債 | |
| ア　令和６年度市場公募都市に係るもの | 0.370 |
| イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの | 0.390 |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行し、令和七年度分の普通交付税から適用する。

## ○総務省令第百十四号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、令和七年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

総務大臣　林　芳正

### 令和七年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令

令和七年十二月において各地方団体に対して交付すべき地方交付税の額は、地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により十二月に交付すべき額に令和七年度において各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額から既に交付した普通交付税の額を控除した額を加算した額とする。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

## ○厚生労働省令第百二十五号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、並びに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条第三項及び第五項、第九条、第十二条、第十三条第二項並びに第二十条の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎